

新潟市水道局工事検査の区分基準 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査主幹 契約の履行確保のための必要な監督等及び検査執行職員が行う検査事項のうち別に定める検査事項を担当する課長 (<u>工事事務所長</u>を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(指定検査員が行う検査)</p> <p>第4条 新潟市水道局請負工事検査要綱 (以下「検査要綱」という。)</p> <p>第4条第2号で定める指定検査員が行う検査は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>工事事務所等が発注する給水管布設工事単価表</u>を使用する共用埋設工事</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定検査員の選定方法)</p> <p>第5条 検査執行職員は、検査要綱第4条第2号の規定による指定検査員を指定する場合、検査要綱第9条第2項に規定する工事検査依頼書により、課長に指定検査員の選定を依頼するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査主幹 契約の履行確保のための必要な監督等及び検査執行職員が行う検査事項のうち別に定める検査事項を担当する課長 (<u>営業所長</u>を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(指定検査員が行う検査)</p> <p>第4条 新潟市水道局請負工事検査要綱 (以下「検査要綱」という。)</p> <p>第4条第2号で定める指定検査員が行う検査は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>管路課等が発注する専用複合単価</u>を使用する共用埋設工事</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定検査員の選定方法)</p> <p>第5条 検査執行職員は、検査要綱第4条第2号の規定による指定検査員を指定する場合、検査要綱第9条第2項に規定する工事検査依頼書により、課長に指定検査員の選定を依頼するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

新潟市水道局工事検査の区分基準 新旧対照表

新	旧	備考
<p>3 検査執行職員は指定検査員の選定にあたり、指定検査員の選定を依頼する課（<u>工事事務所</u>を含む。）と工事担当課（<u>工事事務所</u>を含む。）が重複しないように配慮するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>3 検査執行職員は指定検査員の選定にあたり、指定検査員の選定を依頼する課（<u>営業所</u>を含む。）と工事担当課（<u>営業所</u>を含む。）が重複しないように配慮するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第6条（略）</p>	